

広島県告示第二百五十九号

広島県と広島市との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約を廃止する規約を次のように定めた。

平成二十七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県と広島市との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約を廃止する規約

広島県と広島市との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約（平成二十一年四月一日施行）は、廃止する。

附 則

この規約は、平成二十七年四月一日から施行する。